

## 博物館実習生の取扱いに関する協定書

熊本博物館(以下「甲」という)と実習希望者の所属する大学(以下「乙」という。)とは、乙からの要請により甲が博物館実習生(以下「実習生」という。)を受入れるにあたり、以下のとおり協定する。

### (目的)

第1条 甲は、実習生に対し、博物館実習の機会を提供するとともに、実習生の博物館活動に対する理解を深めることを目的として、乙から実習生を受入れるものとする。

### (実習期間等)

第2条 実習生の氏名、所属学部(学科)、実習期間、実習内容等は別紙のとおりとする。

### (服務等)

第3条 実習生の受け入れ期間は1実習生につき、原則1週間以内とする。

- 2 実習生の実習内容は、甲が決定する。
- 3 実習生の実習時間は、甲が決定する。
- 4 甲は、実習生に賃金、報酬、手当及び旅費を支給しない。
- 5 甲は、乙及び実習生より謝礼等は一切受け取らない。
- 6 実習生は、実習期間中は甲の職員の指示・指導を仰ぐものとする。
- 7 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 8 実習生は、実習中に知り得た個人情報などの機密事項を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。
- 9 実習生が、故意又は過失により前2項の規定に反する行為をした場合は、乙及び実習生は連帯して、被害を受けた者に対して責任を負う。
- 10 乙及び実習生は、実習中の事故に備え、予め損害保険等に参加し、実習中の事故に際しては、自らの責任において対応しなければならない。
- 11 実習生の提出した書類に虚偽の記載があった場合は、甲の判断により、実習を中止することもある。

### (実習の評価)

第4条 甲は実習終了後、実習終了の認定及び簡易な成績評価のみ行なう。

(レポートの提出)

第5条 甲は館運営に反映するため、実習終了後、実習生にレポート・アンケート等を提出させることができる。

(誓約書の提出)

第6条 甲は実習生及び乙から第3条の規定を遵守する旨の誓約書を提出させることができる。

(その他)

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき並びに改正の必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

令和 年 月 日

甲 熊本市中央区古京町3-2  
熊本博物館長 印

乙  
大学学長 印